

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	500 円 手数料負担者は求人者とする。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書、労働条件通知書等に記載されている額）の <u>25%（若しくは 500,000 円</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書、労働条件通知書等に記載されている額）の <u>25%（若しくは 500,000 円</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とする。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言サービスを行う場合。	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書、労働条件通知書等に記載されている額）の <u>25%（若しくは 500,000 円</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とする。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途請求いたします。